

ご議論頂きたいポイント

- 今回は、金融行政の3つの基本的な目標（「金融システムの安定/金融仲介機能の発揮」、「利用者の保護/利用者の最善の利益に沿った商品・サービスの提供」、「市場の公正・透明/市場の活力」）のうち、「金融システムの安定/金融仲介機能の発揮」を目的とするプルーデンス政策の基本的な考え方及び手法についてご議論いただきたい。

1. プルーデンス政策の課題とアプローチの変化

- ・ 金融を巡る環境変化・課題の変化に伴い、金融機関共通の「最低基準の充足状況の確認」だけではなく、金融機関の状況に応じた個別の監督等を通じた、「持続的な健全性の確保」と「フォワードルッキングなリスクの把握と対応」を重視していくことについてどう考えるか。
- ・ 「持続的な健全性の確保」と「フォワードルッキングなリスクの把握と対応」、それぞれの基本とすべき要素についてどう考えるか。

2. プルーデンス政策の手法

- ・ 金融機関の持続的な健全性を確保するため、金融機関が将来的に最低基準に抵触する蓋然性を着眼点としてモニタリングし、蓋然性の高い者と改善に向けた監督・対話を行っていくという枠組みで監督を行っていくことについて、どう考えるか。
- ・ 上記のモニタリング及び改善に向けた監督・対話を進めていくにあたり、どのような点に留意していくべきか（例えば、当庁が現在試行を進めつつあるモニタリング・対話の取組みについて、更に工夫できる点はないか。）
- ・ マクロプルーデンス政策については様々なアプローチがあるが、当庁では、個別金融機関のミクロの動きと経済・市場全体のマクロの動きの相互作用を把握しつつ、金融セクター全体に内在するリスクをフォワードルッキングに把握し、個々の金融機関への働きかけ等を通じて金融システムの安定を確保していく、というアプローチを進めている。こうしたアプローチについて、どう考えるか。
- ・ 当庁のストレステストの活用については、金融機関自らが実施するストレステストに対する検証を基本とし、「フォワードルッキングなリスクの把握と対応」、「持続的な健全性の確保」、「金融システム全体への影響の把握」といった観点から活用することについてどう考えるか。